

令和 5 年 6 月 9 日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2022

課題番号：19K01321

研究課題名（和文）国連ビジネスと人権指導原則の法的取り扱い

研究課題名（英文）Legal implication of the UN Guiding Principles on Business and Human Rights

研究代表者

吾郷 眞一（AGO, Shinichi）

立命館大学・衣笠総合研究機構・教授

研究者番号：50114202

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,300,000円

研究成果の概要（和文）：国連総会の下部機関である人権理事会の決議である「ビジネスと人権指導原則」は、それ自体としては、法的拘束力がない国際文書であるにもかかわらず、加盟国は、その目的を実現するために様々な活動をしてきた。それは、政府に限らず、本来は国際法の主体ではない企業、市民社会も大きく関わってきた。その過程を調べることで、ソフトローと呼ばれる、国連の機関による非拘束的国際法文書も、規範性（行為規範性）をもつことが明らかになってきた。

研究成果の学術的意義や社会的意義  
ソフトローの役割を積極的に評価することにより、国際法学上の法源論に、新しい視角を与えるとともに、実務の世界に、非拘束的な国際法文書であっても、一定の規範性があることを示し、行動規範として採用しやすいように持っていくことができる。事実、サプライチェーンマネジメントで苦心している企業は、国連のビジネスと人権指導原則を参照基準として利用し始めており、それが国内法や国際条約のような実定法ではなくとも、規範性があることを認識するために役立つ。

研究成果の概要（英文）：The UN Guiding Principles on Business and Human Rights, being a resolution adopted by the Human Rights Council, a subsidiary organ of the General Assembly, is, as such, a non-legally binding instrument. However, many nations started to follow the recommendations made in the instrument. Not only governments, but also businesses and civil societies also participated in the follow-up. By conducting research into the process of those activities, a conclusion is emerging, which shows that a soft law, such as a resolution of an organ of the United Nations, can play a normative role, if not as a full legal norm.

研究分野：国際法

キーワード：ビジネスと人権 企業の社会的責任（CSR） グローバルガバナンス SDGs 国際人権保障 ソフトロー  
国連指導原則 グローバル行政法

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

## 1. 研究開始当初の背景

2011年に国連人権理事会で採択されたビジネスと人権指導原則は、総会や経済社会理事会等の決議と同じような、いわゆる非拘束的国際文書であるが、そのフォローアップは精力的になされてきていて、学界においてもある程度興味もたれ、学問的検討が加えられてきていた。しかし、この文書の一部が、完全には国際法主体とすることができない個人(法人)を名宛人に行っていることから、指導原則という国連の決議の守備範囲が不明瞭であった。この点は十分に議論されていたとは言えない状況であった。さらに、本研究課題においては、当該文書採択以来、現在までに行われてきた国連を中心とするフォローアップ活動(国際行政)が、いかなる意味を持っていたか、そして現実には何らかのものが達成されたか、文書採択から10年に渡って行われる様々なフォローアップ活動の結果として、元の文書自体に法的重み加わるものであるか、国際法文書として法的処理が可能になるか、ということの解明はなされていないという背景があった。

## 2. 研究の目的

国連諸機関の決議の大半は、いわゆるソフトローとも言われ、法的拘束力が無い(しかし、一定の法的意味を持つ)国際法文書という位置づけがなされている。2011年に国連人権理事会が採択した「ビジネスと人権指導原則」も、その一つであってそれ自体としては国際法上の拘束力を持つものではない。しかし、毎年国連欧州本部で開かれるグローバルフォーラムと呼ばれるものや、条約化に向けた政府間作業部会の設置などにより、実施に向けた働きかけがなされている。

そればかりか、2015年から進行している持続的開発目標(SDGs)の中にも取り込まれ、企業や市民団体という非国家主体まで、フォローアップ活動に主体的に参加している現象が見られる。

国際法協会(International Law Association)では、この文書が持つ国際法的な意義を確定し、内容の実現を図るとしたらどのような方策があるのかを、2012年より研究部会(Study Group)を設置し検討を続けてきていた。その研究部会の一員として、研究代表者は、とりわけ文書の実施に向けた機動的枠組整備という観点から問題へのアプローチを探ってきた。研究代表者が元来持っていた問題意識「法的拘束力が無い文書であっても、一定のフォローアップがなされれば、実定法になるとまでは言えないものの、それに等しい効果を持つに至るのではないか」というものを、さらに拡充していこうとするものである。

これは、ソフトロー言説が、学会において現在一定の限界をもって捉えられていること、国連国際法委員会が条約起草を放棄し、指針とか原則を策定していることへ懐疑的姿勢をとる研究者が多いこと、すなわちソフトロー的なものへのネガティブ指向がまだ優勢であることに、対抗する研究となる。換言すれば、実際にはソフトローも一定の条件があればハードローに限りなく近くなりうるものであることを実証しようとするものである。また、執行過程に重点を置く立場をとることから、国際行政法概念にも新しい視点を導入することになり、非国家主体も広義の国際行政(グローバルガバナンス)に関与する事がありうる、という現象を描き出しうるのではないかと考える。

## 3. 研究の方法

研究開始後しばらくの間は、研究代表者の従来の問題意識に則り、実施の側面に着目して元の文書の法的意義を確定するという方法をとるため、取り上げる国連ビジネスと人権指導原則という国連人権理事会の決議が、どのようにフォローアップされてきたか、されようとしているかを、座学を含め、文献を整理することからスタートした。さらに、各種学会、研究会で進んで発表をしていきフィードバックを得た。現地調査の中心は、毎年ジュネーブで行われる国連人権理事会主催のグローバルフォーラムに参加し、その審議を体験するとともに、古くからメンバーであるところのILAのビジネスと人権研究部会がそれに併せて会合するため、そこでの意見交換、フォーラム自体への研究者としての参加を通じて、指導原則の実施過程を見極めることを予定したが、コロナ禍でその多くが対面参加は不可能になった。

適宜行われるILAの委員会は、リモート会議だけでなく実際の会合を時々持つので、それに参加し同種の研究を最先端に行っている外国の研究者からの知見を得るとともに、研究代表者の研究内容、方向性についてのフィードバックを得た。国連指導原則については、各国が行動計画を策定していくことが働きかけられており、OECD諸国の多くはすでに策定し、かつ実行に移しているところがあるが、日本は策定が遅れていた。日本を含め、他の諸国がどのような政策をとろうとしているかを研究した。国連指導原則は、他の国際組織の文書についても言及しているが、それとの関連で、例えばOECD多国籍企業ガイドラインが、どのように国連指導原則に影響を与えているかも見て行く必要があった。

研究期間後半ではILAを軸とした研究を継続するとともに、過去に行われてきた国連と関連機関による指導原則への対応を整理し、研究年度内に行われるその他のフォローアップ(広義の国際行政)が、指導原則という非拘束的国際法文書をどれだけ実質的なものに転換していくかを

見極めた上で、理論的な帰結を導くことを目指した。

#### 4. 研究成果

初年度は、国内で開催された学会(世界法学会研究大会、アジア国際法学会日本協会研究大会、国際法学会研究大会)及び海外で開かれた学会(アジア国際法学会隔年大会・マニラ、国際法協会米国支部研究大会・ニューヨーク)に参加し、本研究課題に関する新しい知見を獲得した。

とりわけ、国際法協会米国支部研究大会に関連し、グローバル行政法学を主導的に展開しているニューヨーク大学のB.キングスベリー教授と十分な議論ができたことは、本研究遂行上大きな前進と認められる。また、2019年4月にジュネーブで開かれた国際労働機関(IL0)百周年記念セミナー(旅費は一部IL0が支給)では、本研究課題に関連する発表を行い、それを活字にして(英文校正費用を本研究課題から支出)2020年にIL0が出版した刊行物(Law for Social Justice)に発表した。なお、2019年11月に予定していた国連ビジネスと人権フォーラム(ジュネーブ)は、別のIL0の用務で現地に行っていたため、参加時間が限定されることになってしまったが、いくつかのパネルには出席するとともに、本研究代表者と同じ方向性を持っているスロベニア・欧州研究大学のJ.Cernic准教授と意見交換を行い、新たな知見を得ることができた。なお、このジュネーブ出張は別の財源を使うことができたため、本研究課題で予定していた旅費を使う必要がなくなり、その分の予算を2020年度に繰り越した。初年度は、すべて順調に研究は進化した。

次年度はコロナ禍のもと、学会、研究会に可能な限りリモートで参加(たとえば2020年10月16日にジュネーブ米国代表部で行われた「Roundtable Discussion on BHR Treaty Alternatives」に3人のパネリストのうち一人として参加し、ビジネスと人権に関する条約化問題について知見を述べるとともに、他のパネリストおよび参加した複数の国の外交官、条約起草担当者と意見交換をした。2019年に「法律時報」に発表した論文「ビジネスと人権-ソフトローの役割」に手を加え『国際法の現在-変転する現代世界で法の可能性を問い直す』寺谷広司編(日本評論社・2020.9)第31章、384-395頁として改めて出版した。また、ビジネスと人権原則を実施に移す方策の一つとして、既存のIL0手続きがあることに注目し、S Ago, 'Complaint Procedure: International Labour Organization (ILO)' in H Ruiz-Fabri (ed), Max Planck Encyclopedia of International Procedural Law (OUP 2020)を電子出版した。

当初の最終年度はコロナ禍が継続する中、出版物、オンライン研究会参加を通じて新たな知見を獲得した。そのなかで特記すべき事項としては、ビジネスと人権概念の重要要素である社会権を実質的に実現する方法として、社会保険労務士の役割に着目し、社労士の人々と研究会をオンラインで催し、社労士という土業で何をどこまで実現できるか、ビジネスと人権国連指導原則の推進主体として、何が求められて何をすることができるかをある程度明らかにできたことが実績としてあげられる。21年11月には社労士連合会でウェビナーを開催し、国連指導原則が法的にいかなる意味を持っているかを発表し、社労士の活動の中に入れることができることを述べ、フィードバックを受けた。また、指導原則を研究する海外の研究者とオンラインでつながり、ダンディー大学のビジネスと人権研究センターが主催する指導原則についてのウェビナーシリーズで指導原則の中の労働に着目した部分が、既存のシステムの上ですでに指導原則推進の機能を果していることについて発表し、同じウェビナーに登壇した他の研究者と意見交換を行い、おおむねその方向性について賛同を得た。また、そのセンターが推奨する指導原則の枠組条約化という考え方を当研究代表者も肯定的にとらえることから、その方向性について、日本の研究者、実務家との交流を図る意味で、2022年3月にビジネスと人権ロイヤーズネットワークという主として弁護士からなる団体とのウェビナー討論を主催し、京都大学国際法研究会の場においてダンディー大学のClaire O'Brien講師の発表をアレンジし、司会を務めた。

ただ、もっとも獲得する情報量が多いはずの国連グローバルフォーラムが2021年度も開かれなかったため、全体としての研究実績蓄積には多少の遅れが生じた。そのこともあり、研究期間を1年延長した。延長後の最終年度(2022-2023)は、コロナ禍が一段落して、海外渡航も行いやすくなったので、タイ、マレーシア、フィリピン、スイス出張を実現し、まずタイでは、タマサート大学においてビジネスと人権問題を主題にした公開セミナーを開催し、国際法研究者及び人権団体の代表者と意見交換を行った。タイにおける本課題の研究状況が確認された。タイにおいては、一応国内人権委員会が設置されてはいるが、現政権下での人権状況は悪く、出席していたアムネスティ・インターナショナルの代表が、政府により最近事務所が閉鎖されたことについて、訴えがなされた。マレーシアでは、マラヤ大学において、公開の(タマサート大学でのものと同じ内容の)セミナーを開催したが、マレーシアにおいては、この問題がほとんど議論されていないことを知った。年末に行われたフィリピン大学(マニラ、ディリマン校)では、アジア労働法学会研究大会に出席し、アジア各地での労働法学者とビジネスと人権に関わる研究状況について意見交換を行った。9月に上梓した「国際経済社会法で平和を創る」(信山社)(末尾に科研支援を明記)の2つの章(全10章)で、直接ビジネスと人権に関連する論考を掲げ、これまでの研究成果の発表の一部とした。社会への還元活動としては、世界人権問題研究所のプロジェクトチーム5(ビジネスと人権)のチームリーダーとして、研究会を2か月に一度の頻度で主催するとともに、7月には研究所の人権大学講座において、「ビジネスと人権が求めているもの」と題する一般市民を対象とする講演を行った。年末には「紛争地域におけるビジネスと人権」

について研究所機関誌の「グローブ」に短いエキスパートコメントを公表した。

その他、京都新聞「人権ミニ講座」に同じ問題で記事を書き、地元の放送局によって2週間にわたり、アナウンサーによる朗読がなされた。総括すると、2019年から2023年までの間、コロナ禍で国内外出張が制限されたことによる遅延要因はあったものの、研究はおおむね順調に進み、初期の目標であった、ビジネスと人権指導原則という非拘束的国連文書を実効的にするために、フォローアップが重要であることは大体立証できたと思われる。フォローアップにはいくつか種類があるが、そのうち最も重要なものが、元の文書に関する報告提出とその審査という活動であり、その活動をどのように充実させるべきかについては、もう少し研究が必要である。幸い、2023年度に、そのための科研基盤Cの申請が採択されたので、それにより本研究が完成することが期待できる。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計8件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 吾郷真一	4. 巻 4
2. 論文標題 ILO 基本権条約（中核的労働基準）が持つ意味	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Work & Life 世界の労働	6. 最初と最後の頁 2 7
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 吾郷真一	4. 巻 58
2. 論文標題 ILO中核的労働基準に労働安全健康条約が追加されたことの意味：中核的労働基準の概要、背景および社 労士としてできること	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 月刊社労士	6. 最初と最後の頁 10-15
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 吾郷真一	4. 巻 106
2. 論文標題 ビジネスと人権 プロジェクト開始にあたって	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 （季刊）グローブ	6. 最初と最後の頁 16-17
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 Shinichi Ago	4. 巻 3
2. 論文標題 What is 'International Administrative Law'? The Adequacy of this Term in Various, Judgments of International Administrative Tribunals	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 AIB Yearbook of International Law	6. 最初と最後の頁 88-102
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1163/9789004441033_005	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 吾郷眞一	4. 巻 7
2. 論文標題 国連ビジネスと人権に関する指導原則 第3の柱・救済の実現方法 国際 組織法的アプローチ	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 『日本とブラジルから見た比較法』（二宮正人先生古希記念）	6. 最初と最後の頁 441-460
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 吾郷眞一	4. 巻 1142
2. 論文標題 ビジネスと人権 ソフトローの役割	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 57-62
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Shinichi Ago	4. 巻 10
2. 論文標題 Supervision of International Labour Standards as a Means of Implementing the Guiding Principles on Business and Human Rights	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 European Yearbook of International Economic Law	6. 最初と最後の頁 87-106
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1007/8165_2019_27	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 吾郷眞一	4. 巻 5
2. 論文標題 国際労働基準設定の今日的意義	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Work & Life 世界の労働	6. 最初と最後の頁 2-8
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 2件）

1. 発表者名 吾郷眞一
2. 発表標題 ILO条約勧告適用専門家委員会のこれから 2022年の委員会で審議された国際人権条約機構との連携声明をきっかけとして
3. 学会等名 国際法研究会（京都大学）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Shinichi Ago
2. 発表標題 UN Treaty on Business and Human Rights - Skeptical View
3. 学会等名 Diplomatic Forum on the Draft Treaty on Business and Human Rights（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Shinichi Ago
2. 発表標題 UN Treaty on Business and Human Rights - Its social aspects
3. 学会等名 Dundee Forum on the Draft Treaty on Business and Human Rights（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 岩沢雄司 岡野正敬 浅田正彦 河野真理子 吾郷眞一 他52名	4. 発行年 2021年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 1446
3. 書名 『国際関係と法の支配』（小和田恆国際司法裁判所裁判官退任記念）	

1. 著者名 寺谷広司編（吾郷眞一）	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 448
3. 書名 『国際法の現在 - 変転する現代世界で法の可能性を問い直す』	

1. 著者名 Shinichi Ago Complaint Procedure: International Labour Organization (ILO) 8ps	4. 発行年 2020年
2. 出版社 Oxford University Press	5. 総ページ数 -
3. 書名 Max Planck Encyclopedia of International Procedural Law	

1. 著者名 吾郷眞一	4. 発行年 2022年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 205
3. 書名 国際経済社会法で平和を創る	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------